

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当の支給に係る事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は、児童扶養手当の支給に係る事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童扶養手当事務ではシステムの保守を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、受託業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。
内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード、パスワードおよび指静脈認証により操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田市長

公表日

令和8年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当の支給に係る事務
②事務の概要	児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 児童扶養手当法等に基づき、児童扶養手当受給者（請求者）、その配偶者、扶養義務者及び児童等における住民記録情報、税情報及び年金受給情報等による受給資格の審査を行い、児童扶養手当の受給資格や手当額の認定及び受給資格の喪失処分等を行う。 大田市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・児童扶養手当の認定請求の受理 ・児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査 ・児童扶養手当の認定請求の審査結果に係る請求者等への通知 ・児童扶養手当の手当額改定請求の受理 ・児童扶養手当の額改定請求の審査 ・児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査 ・児童扶養手当の手当額改定請求の審査結果に係る請求者等への通知 ・児童扶養手当の未支払の手当請求の受理 ・児童扶養手当の未支払の手当請求に係る事実についての審査 ・児童扶養手当の未支払の手当請求の審査結果に係る請求者への通知 ・児童扶養手当の届出の受理 ・児童扶養手当の届出に係る事実についての審査 ・児童扶養手当の届出の審査結果に係る請求者等への通知 ・児童扶養手当の資料提供等の求めに関する事務 ・上記以外の児童扶養手当の支給に関する事務
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

児童扶養手当システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 項番56 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第8号 別表 項番57 <情報提供の根拠> ○番号法第19条第8号 別表 項番17, 20, 42, 53, 76, 80, 81, 89, 90, 125, 141, 155, 161
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大田市総務部総務課法令係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大田市こども未来部こども政策課 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8148
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスク対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・漏えい、滅失、毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。 ・特定個人情報ファイルの滅失、毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	事務の概要	(項目追加)	・児童扶養手当の資料提供等の求めに関する事務 ・上記以外の児童扶養手当の支給に関する事務	事後	省令改正のため 平成27年12月25日(施行平成28年1月1日)
平成29年7月28日	法令上の根拠	(項目追加) ・29-6「児童扶養手当法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務」	・29-6「児童扶養手当法第20条の資料の提供等の求めに関する事務」 ・29-7「児童扶養手当法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務」 ・29-8「前各号に掲げるもののほか、児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関すること」	事後	省令改正のため 27年12月25日(施行平成28年1月1日)
平成29年7月28日	評価実施機関における担当部署(所属長)	子育て支援課長 向田健治	子育て支援課長 大野康成	事後	人事異動
令和1年5月20日	評価実施機関における担当部署(所属長)	健康福祉部子育て支援課 子育て支援課長 大野康成	康福祉部子ども家庭相談室 子ども家庭相談室長	事後	機構改革、人事異動
令和2年11月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成27年6月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	PIA再実施
令和3年7月27日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号	事後	法令改正のため 令和3年5月19日公布
令和7年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1 項番37 ○内閣府・総務省令第5号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第29条各号	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 項番56 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2 項番57 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項 項番12、15、26、30、47、64、65、87、116	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第8号 別表 項番81 <情報提供の根拠> ○番号法第19条第8号 別表 項番17、20、42、53、76、80、81、89、90、125、141、155、161	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部子ども家庭相談室 子ども家庭相談室長	健康福祉部こども政策課 こども政策課長	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求書と同じ。	大田市健康福祉部こども政策課 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8148	事後	
令和7年12月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和2年9月1日 時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年12月9日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	
令和8年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関による担当部署 ①部署	健康福祉部こども政策課	こども未来部こども政策課	事後	組織の改編
令和8年7月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大田市健康福祉部こども政策課	大田市こども未来部こども政策課	事後	組織の改編
令和8年7月13日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数	令和7年9月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	